

年管管発 0630 第 1 号 平成 23 年 6 月 30 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課



国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正に 伴う診断書の様式変更等について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」については、 平成23年6月30日年発0630第1号をもって、厚生労働省年金局長より日本 年金機構理事長あてに通知されたところですが、これに伴い、認定事務をより 円滑に行うため、診断書(精神の障害用)様式第120号の4の一部を別紙の とおり変更することとしましたので通知します。

また、今般の一部改正により、「第8節/精神の障害」の認定要領に「発達 障害」の項目を新たに設けたことから、別添の認定事例を作成したので認定の 参考として活用されたい。

◎ 診断書(精神の障害用)様式第120号の4

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
氏 ^{リガナ)} 名	(元リガナ) 氏 名
昭和 <u>生年月日</u> 年月日年(歳) <u>性別</u> 男・女 平成	昭和 年 月 日生(歳) 男・女 平成
住所地の郵便番号 <u>都道</u> 群市 住 所	住所地の郵便番号 群市 <u>町区</u> <u>村</u>
本人の発病	本人の発病
時の職業	時の職業
①~⑤ (略)	①~⑤ (略)
⑥傷病が治った(症状が固定した状態を含む。)かどうか。	⑥傷病が治った(症状が固定した状態を含む。)かどうか。
平成 年 月 日 推定	<u>治った日・・・</u> 平成 年 月 日 推定
症状のよくなる見込・・・ 有 ・ 無 ・ 不明	症状のよくなる見込・・・ 有 ・ 無 ・ 不明
⑦ (略)	⑦ (略)
⑧ (略)	⑧ (略)

- ⑨これまでの発育・養育歴等 (出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。)
 - ア 発育・養育歴
 - イ 教育歴

乳児期

不就<u>学・</u>就学猶予

小学校 (普通学級 · 特別支援学級 · 特別支援学校)

中学校 (普通学級 · 特別支援学級 · 特別支援学校)

高 校 (普通学級 ・ 特別支援学校)

<u>その他</u>

- ウ職歴
- エ 治療歴(書ききれない場合は®「備考」欄に記入してください。)
 (※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。)
 (略)
- ⑩障害の状態(平成 年 月 日現症)
 - ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を〇で囲んでください。) 前回の診断書の記載時との比較(前回の診断書を作成している場合は記入してください。)
 - 1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明I ~IV (略)
 - V 統合失調症等残遺状態

1~4 (略)

VI 意識障害・てんかん

1~7(略)

⑨障害と関連があると考えられる発育・養育歴等

ア 発育・養育歴

イ 教育歴<u>(最終学歴)</u>

- ウ職歴
- エ 治療歴(書ききれない場合は⑬「備考」欄に記入してください。)

(略)

⑩障害の状態(平成 年 月 日現症)

ア 現在の病状又は状態像(該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。)

I ~IV (略)

V <u>分裂病</u>等残遺状態

1~4 (略)

VI 意識障害・てんかん

1~7(略)

	・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照	※てんかん発作の状態
	1 てんかん発作のタイプ <u>(A・B・C・D)</u>	<u>本</u> (70%-70発行の水盤 1 てんかん発作のタイプ <u>[</u>
	2 (略)	2 (略)
		3 その他 ()
VII	知能障害 <u>等</u>	VII 知能障害
	<u>1 知的障害 ア</u> 軽度 <u>イ</u> 中等度 <u>ウ</u> 重度 <u>エ</u> 最重度	<u>A</u> 精神遅滞
		<u>1</u> 軽度 <u>2</u> 中等度 <u>3</u> 重度 <u>4</u> 最重度
	2 認知症	<u>B</u> <u>痴 呆</u>
	•	<u>1 軽度 2 中等度 3 重度</u>
		<u>4</u> その他症状等(
	3 その他症状等	
	<u>4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 計算</u>	
	エ その他()	
	<u>5</u> 遂行機能障害 <u>6</u> 注意障害 <u>7</u> その他()	
<u>VIII</u>	<u>発達障害関連症状</u>	
	1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害	
	3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他()	
<u>1X</u>	人格変化	<u>™</u> 人格変化
	1 欠陥状態 2 無関心 3 無為	1 欠陥状態 2 無関心 3 無為
	4 その他 <u>症状等</u> ()	4 その他(
$\underline{\mathbf{X}}$	乱用、依存等 <u>(薬物等名:)</u>	<u>IX</u> 乱用、依存等 <u>(薬物等名)</u>
	1~3(略)	1~3(略)
<u>XI</u>	その他 []	<u>X</u> その他〔

- イ 左記の状態について、その程度・症状<u>・処方薬等</u>を具体的に記載してくだ さい。
- ウ 日常生活状況
 - 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況
 - (ア) 現在の生活環境(該当するもの1つを○で囲んでください。)入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他 (

(施設名)

同居者の有無(有・無)

(イ)(略)

- 2 日常生活能力の判定(該当するもの<u>にチェックして</u>ください。) <u>(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してく</u> ださい。)
- (1)適切な食事一配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることが ほぼできるなど。
 - □できる □ 自発的にできるが □ 自発的<u>かつ適正に行う</u> □ 助言や指導をして <u>時には助言や指導</u> ことはできないが<u>助言</u> <u>も</u>できない<u>若しく</u> を必要とする や指導があればできる は行わない
- (2) 身辺の清潔保持一洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。

- イ 左記の状態について、その程度・症状を具体的に記載してください。
- ウ 日常生活状況
 - 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況
 - (ア) 現在の生活環境(該当するもの1つを○で囲んでください。)入院・入所(施設名)・在宅・その他(

同居者の有無(有・無)

(イ)(略)

- 2 日常生活能力の判定(該当するもの<u>1つを○で囲んで</u>ください。) <u>(注)</u> ・援助とは、助言、指導をいい、身体介助を含まない。 ・本人の一人暮らしを想定して記入してください。
- (1) 適切な食事摂取
 - a 自発的に
 b 自発的にできるが
 c 自発的にはでき
 d できない

 できる
 援助が必要
 ないが援助があ

 ればできる
- (2) 身辺の清潔保持

\square できる \square 自発的にできるが \square 自発的 \underline{n} かつ適正に行う \square 助言や指導をして	\underline{a} <u>自発的に</u> \underline{b} 自発的にできるが \underline{c} 自発的 <u>に</u> はでき \underline{d} できない
<u>時には助言や指導 こと</u> はできないが <u>助言 も</u> できない <u>若しく</u>	・ できる <u>援助が必要</u> ないが <u>援助</u> があ
を必要とする や指導があればできる は行わない	ればできる
	_
(3)金銭管理と買い物一金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。	(3) 金銭管理と買物
また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物	
がほぼできるなど。_	
□ できる □ おおむねできるが □ 助言や指導があれば □ 助言や指導をし	<u>a 適切に b 概ね</u> できるが <u>c 自発的にはでき d</u> できない
<u>時には助言や指導</u> できる <u>ても</u> できない <u>若</u>	できる <u>援助が必要 ないが援助</u> があ
・ を必要とする しくは行わない	ればできる
(4) 通院と服薬(要・不要) <u>-規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医</u>	(4) 通院と服薬(要・不要)
に伝えることができるなど。	
□ できる □ おおむねできるが □ 助言や指導があれば □ 助言や指導をし	<u>a 適切に b 概ね</u> できるが <u>c</u> <u>自発的にはでき</u> <u>d</u> できない
<u>時には助言や指導</u> できる <u>ても</u> できない <u>若</u>	できる <u>援助が必要</u> <u>ないが援助</u> があ
を必要とする しくは行わない	ればできる
(5) 他人との意思伝達及び対人関係ー他人の話を聞く、自分の意思を相手に	(5)他人との意思伝達及び対人関係
- 10 / 10/10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	1

伝える、集団的行動が行えるなど。

 □ できる □ おおむねできるが □ 助言や指導があれば □ 助言や指導をし時には助言や指導 できる てもできない若を必要とする しくは行わない 	a 適切に b 概ねできるが c 自発的にはでき d できない できる 援助が必要 ないが援助があ ればできる
(6) 身辺の安全保持及び危機対応 <u>事故等の危険から身を守る能力がある、</u> <u>通常と異なる事態となった時に他人に</u> <u>援助を求めるなどを含めて、適正に対応</u> <u>することができるなど。</u>	(6)身辺の安全保持及び危機対応
□ できる □ おおむねできるが □ 助言や指導があれば □ 助言や指導をし	\underline{a} <u>適切に</u> \underline{b} 概ねできるが \underline{c} 自発的にはでき \underline{d} できない
<u>時には助言や指導</u> できる <u>ても</u> できない <u>若</u>	できる 援助が必要 ないが援助があ
<u>を必要とする</u> しくは行わない	ればできる
 (7) 社会性-銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 □ できる □ おおむねできるが □ 助言や指導があれば □ 助言や指導をし時には助言や指導 できる てもできない若を必要とする 	(7) <u>その他</u> ·
	
3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してください。	3 日常生活能力の程度(該当するもの <u>を選んでどれか</u> 1つを○で囲んでください。)

(精神障害)

- (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・<u>認知症</u>・性格変化等)を認めるが、 社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活<u>に</u> は、援助が必要である。

(たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)

(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。

(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とす る。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合 など。)

- (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助 が必要である。
 - (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あって も発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合な ど。)
- (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の 援助が必要である。

- (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・<u>痴呆・精神遅滞</u>・性格変化等<u>をいう。</u>) を認めるが、社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活<u>上</u> 困難がある。

(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。

(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。

(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の 介護が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)

(知的障害)

- (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
- (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活に は、援助が必要である。

(たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、 抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)

(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて 援助が必要である。

> (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能で ある。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人ででき る程度)

(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助 が必要である。

> (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活について も部分的にできる程度)

(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の 援助が必要である。

<u>(たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言</u>	葉
による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできな	い
程度)	

- エ 現症時の就労状況
 - ○勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他()
 - ○雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他 (
 - ○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度(週に・月に ()日)
 - 〇ひと月の給与(円程度)
 - ○仕事の内容
 - ○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況

- 才 身体所見(神経学的な所見を含む。)
- <u>カ</u> 臨床検査(心理テスト(知能障害の場合には、知能指数<u>、</u>精神年齢)を 含む。)
- <u>キ</u> 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)

①~① (略)

エ 社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況、期間等

- 才 在宅支援(訪問看護等)の利用状況
- 力 身体所見(神経学的所見を含む。)
- <u>キ</u> 臨床検査(心理テスト(知能障害の場合には、知能指数<u>又は</u>精神年齢)を 含む。)

(11)~(13) (略)

記入上の注意

1~3 (略)

- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
- (1) 略
- (2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、 前回の診断書を作成している場合は記入してください。
- (<u>3</u>) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)<u>と検査日</u>を⑩の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。
- (4) <u>てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年</u>間に予想される状態を記入してください。

また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA~Dを○で囲んでください。

- A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
- B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- C:意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- D:意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 5 「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F 4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想 性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「③備考」 欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入してください。

記入上の注意

1~3 (略)

- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
- (1) 略

(<u>2</u>) 知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)を⑩の欄の「<u>キ</u> 臨床検査」欄に記入してください。

本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを〇で囲み、

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

お
願
5
臨
床
床所
見等
等
は、
診
療
録
12
基
づ
11
T
わ
か
る
範
囲
で
記
入
L
τ
<
だ
ż
い

精	Д	国民年原生年金份 員保	R険 険		診	>	断	書		(精神	申の障害用	1)			様式	第120号の4
^(フリガナ) 氏 名		0	0	°°°	0		生生	年月日	昭和 平成	60 =	年 5 月	9	日生	主(26前	性別	男・2
住 所	住所	地の郵便都	時 000	0	〇 都道 府県	C	0	郡市区		6	Grant - Ha str.			T		
① 障害の原因と	広汎	性発達	達障害	② 傷病	の発生年月日	昭和平成	60 年	5 月	9	日本	療録で確認 人の申立て 手 月 日)		の発病の競業	State 1-	な	L_
なった傷病名	ICD-10	コード(F84		ため初めて医師 療を受けた日	甲成	19 年	9 月	30	日本	機謀で確認 人の申立て 手 月 日)	④既	存障害		な	L_
⑥傷病が治った(症 した状態を含む。); ⑦		昭和 平成	年	月	日 確認 推定	症状の	りよくなる身	[込・・・ 7	有 •	無	・不明	5	既往症		な	L_
発病から現在まで 及び治療の経過 就学・就労状況等 その他参考となる	、内容、 等、期間、	幼児 の交流 友人か	ができずんなかった	音の遅れる が孤玄して いたが作 このか次	○○○ ・感じたが小 ていた。中学 でなる。 ではない。 では、 ではない。 ではない。 ではない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	学にる頭痛	ると仲自 とはでき を訴えた	る頃に]に入れ た。大 t事を体	は何もですが	うえずい 実践にす	かった。さ いじめられ 沈職したか	たわ的 してい く、職	な遅れた。こ	高校と大 ロミュニ	なかっ 学では ケーシ	たが他人 、ほとん ョンがう
8) 診断書作成医 における初診! 初診年月日 ^{昭和} _{平成} 19 年 9	時所見				艮や自信欠如 られる。他人						青绪不安定	き。対	人関化	 (コミ	ュニケ	ーション
□							中学校	就学猶予 普通学級 ・	特別支 特別支	援学級 ·	特別支援学校 特別支援学校	平 退	職歴 成19 社		就職、「	司年 6 月末
エ 治療歴(書き 医療機関	All Carlo	area (Carana and	13「備考」村台療期		てください。)	2000	A STATE OF THE STA	MREGISTELL STATE	完·外3	そは分け	3.000 - 0.000	Commence of	19.8	1 *=-	題 / 本文 A-h	悪化・不変)
○○総合	00 20 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3.	9月~	年 月	入院、外来		病 名				主 な 療 法 薬物療法					麦化'小麦/
		年	月~	年 月		_								-		
		年	月~	年 月	Acceptable and and	_						V.	×		.70	
		年年	月~	年 月	THE PART SHAPES TO SHAPE		-							-		
(10)		-	障	135 = 003,550	A SHARONE REVIOUS	岩	ŧ	態 (平成	22 4	年 4 月	3	B	見症)	_	
	病状又は状	態像(該	3400		字を〇で囲んで	1.000	2 /			240	て、その程	V 0 0	-		的に記載	成してくださ
前回の診断書の 1 変化なし I 抑うつ状態 1 思考・運動 4 自殺企図 6 その他(2 7 助制止	文善している2 刺	の診断書を作 る 3悪1 放性、興奮 死念	としている	は記入して下さい 4 不明 (5 つ気分	,)		しまう。 また、 ができ	他とない。	の発言	星できない た内容を谴 這応が困難	切に	理解で	(きない)	ため、i	遺切な応え
7 その他(皮刺激性亢進	8弁・多動 6	3 感情	青昂揚・刺激性	4 思考	奔逸)	-1-	こださい。	514	思い込	・用居的な ひみが強く	、周	囲から	指摘さ		N
Ⅲ 幻覚妄想状 1 幻覚 5 著しい奇引 Ⅳ 精神運動興 1 興奮 5 衝動行為	2 妄想 異な行為 奮状態及び昏 2 昏迷	6 そ6 迷の状態 3	させられ体型 の他(拒絶・拒食 7 無動・無	4 滅裂	思考形式の障害 思考)			ったが		抑うつ状		D.T. W.		4004	
8 その他(V 統合失調症等 自閉 4 その他(等残遺状態 2 服	核情鈍麻	3 意名	次の減退)										
4 その他()) V 意識障害・てんかん 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱 5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他() ※てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照 1 てんかん発作のダイブ (A · B · C · D) 2 てんかんの発作の頻度(年間 回、月平均 回、週平均 回 程度)																
2 Cのかののますの現在(中間 回、ガー場 回、短一場 回 を度) 知能障害等 1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度 2 認知症 3 その他症状等 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他() 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他())										* _ V
▼ 限定した?	社会関係の智			ュニケーション)他(・の障害)										
X 人格変化 1 欠陥状態 4 その他症: X 乱用、依存等	状等(無関心	3 無為	,)									6)	
A 乱用、依任等 1 乱用 XI その他 [2 依存		3 離脱	,]										

ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 ・入所 ← 在宅 ・その他()	3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを○で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用して下さい。
(施設名) 同居者の有無 () 無)	(精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。
(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても 具体的に記入してください。) [家族以外との対人関係はきわめて乏しい。 2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。)	(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)
(判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。) (1)適切な食事-配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても には助言や指導を必 とはてきないが助言や指 できない若しくは行 導があればできる わない	(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。 金銭管理が困難な場合など。)
(2)身辺の清潔保持一洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても できる には助言や指導を必 図 とはできないが助言や指 できない者しくは行 要とする わない	(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、着しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少な い、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管 理ができない場合など。)
(3)金銭管理と買い物-金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 おおむれできるが時 助言や指導を必	(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)
(4)通院と服薬 (要) 不要) - 規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。	(知的障害) (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
おおむれできるが時 助言や指導を必 D きる 助言や指導を必 D きる 要とする	(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であ
(5)他人との意思伝達及び対人関係-他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的 行動が行えるなど。 おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても 「できる」 には助言や指導を必	るが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度) (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
□できる □ には動言や指導を必 □ 声音や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ には動言や指導を必 □ きる できない若しくは行 わない (6)身辺の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事	(たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は 可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおお むね一人でできる程度)
態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 おおむねできるが時 □できる □には助言や指導を必□きる 要とする □には助言や指導を必□さる のはい若しくは行っない	(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多く の援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作 業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身 辺生活についても部分的にできる程度)
(7)社会性-銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 おおむねできるが時 □できる ひには助言や指導を必 □ きる □ 助言や指導をしてもできない若しくは行わない	(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、 常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度)
工 現症時の就労状況 〇勤務先(一般企業、作業所、就労支援施設などの名称種類及び障害者雇用、一般雇用、 自営などの雇用形態について記載してください。)	オ 身体所見(神経学的な所見を含む) 特になし
〇勤続年数(年 ヶ月) 〇仕事の頻度(週に・月に ()日) 〇ひと月の給与(円程度)	カ 臨床検査(心理テスト(知能テストの場合には、知能指数、精神年齢)を含む。) 実
〇仕事の内容	キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)
○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	利用できていない
① 現症時の日常生活活 動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	雄しい。一般就労は難しい。
②	れなければ、適応不良状態は続くであろう。
備考	
上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日	(精神保健指定医 号)

病院又は診療所の名称

(付 記)

- 本例は、平成19年4月頃から発達障害に起因する不適応のため抑うつ状態が顕著に現れ、同年9月30日に医療機関を受診したものであるため、初診日は20歳以後で初めて受診した平成19年9月30日とした。この診断書の障害の状態は、平成22年4月3日現症であり、障害認定日の障害の状態が確認できる。
- 傷病は、「広汎性発達障害」であるので、⑦、⑧欄でこれまでの病歴等を確認する。⑨欄の教育歴 等から知的障害を伴う可能性があるか、⑩欄から病態を確認する。

■認定

障害の程度は、発達障害特有の社会関係の障害から憂うつ気分、希死念慮などが生じている。また、 こだわりや思い込みが強く、限定的な行動が見受けられる。

日常生活では、他人との交流はほとんどなく、日常生活能力の判定は、ほぼ「助言や指導があればできる」または「助言や指導をしてもできない若しくは行わない」であり、日常生活能力の程度は、「家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。」状態であることから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級16号と認定される。

本人の申立ての場合は、それを聴取した年月日を記入してください。「診療録で確認」または「本人の申立て」のどちらかを〇で囲み、

(お願い)太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

<改正後>

国民年金 厚生年金保険船員保険

精

(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

診 斯 書 (精神の障害用)

様式第120号の4

	, ,	11 X 11.					ロン	1 12	V.I.	=		estime o	PARTICIAL SE				
(フリカチナ) 氏 名								4	上年月		昭和平成	年	月	日生	(歳)	性別	男・女
住 所	住所	所地の郵便番号 						郡市区									
1			3	2	傷病の	0発生年月日	昭和平成	4	ŧ	月	B	本人	録で確認 の申立て	本人の発病 時の職業			
障害の原因と なった傷病名				3		め初めて医師 を受けた日	昭和平成	4	¥	月	日	診療本人	月 日) 録で確認 の申立て	④既存障害		-2.15	- 1
⑥傷病が治った(ICD-10 症状が固定)コード(平成	年)		江在 170		りよくなる	· = ·1 .	- 75	· 無	(年	月 日) 不明	⑤既往症			
した状態を含む。)	かどうか。		1	315	月	日推定		2.00000000	No. of Street,		, "				CONT.	1/an/H	Dam .
		陳道	述者の氏名	3			請	求人と	の続材	9			聴取年	月日	年	月	8
発病から現在ま 及び治療の経過 就学・就労状況 その他参考とな	。 、内容、 等、期間、																
⑧ 診断書作成品 における初診 初診年月日 「昭和 平成 年																	
③ これまでの発育・ (出生から発育の 歴及びこれまでの るだけ詳しく記入しい。)	状況や教育 職歴をでき	ア発育	育・養育歴					中学校	・就学雑 (普通等	≜級 ・ !		級・特	別支援学校 別支援学校				
		- 7		1				CONE							1777		- N
工 治療歴(書		r -	OFFI CARRY THE	VII Taracter	己入して		-		est / NO		・外来は	分けて	051 0	3007 100	4-19	1/#WIL 3	
医療機	関 名	年	台療 期	年	月	入院·外茅 入院·外茅		3	寅 名	1	-		主な	療法	平五9年	タ(撃士)と	悪化・不変)
		年	月~	年	月	入院·外羽											V IN
		年	月~	年	月	入院•外来											
		年	月~	年	月	入院•外来								200	-		
		年	月~	年	月	入院·外来	_		éts.	,	777 -Ib	-		- TE	, and		
10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	存件∆1+4	- 能格/転		章	害	の 字をOで囲ん	ガグンださり		態		平成	年ついて	月	日 現 ・症状・処方薬	N. C. L. S.	Shi-tate	1 ナノゼキい
前回の診断書	の記載時との	比較(前回(TOTAL SECTION OF	作成してい	る場合	は記入してくださ 4 不明		0 0 /		- CE DE	Jos Diani		くての対土だ	Z 11EW 22734	C4 C 2011	131-1044	0 (1200
1 変化なし I 抑うつ状態 1 思考・運 4 自殺企 6 その他(動制止	2 刺	数性、興奮 死念慮			4 不明	-)										
II そう状態 1 行為心道 5 易怒性・ 7 その他(鱼 2 被刺激性亢進	多弁·多勤 [6	3 感 誇大性	情昂揚・	刺激性	4 思考	奔逸										
	態等 2 妄想 異な行為		させられ体 の他(験	4 思	思考形式の障害)										
IV 精神運動與 1 興奮 5 衝動行名 8 その他(2 昏迷	r迷の状態 3 自傷	拒絶・拒食 7 無動・	無反応	1 滅裂点	思考)										
V 統合失調症 1 自閉 4 その他(2	感情鈍麻	3 意	欲の減退	2)										
5 てんかん ・てんかんず 1 てんかん	てんかん 弱 2 発作 発作の状態 発作のタイプ 発作の頻度(6 不機嫌 ※発作のタ (A	症 マイプは記入 B・	c ·	((参照 D)	4 錯乱 回 程度))		0			Ř					
2 認知症	: 害 ア 軽度 3 その他症 B難 ア 読み	状等)										
™ 発達障害関 1 相互的な	連症状 社会関係の 常用的で反復	質的障害	2 言語コ		ーション(の障害)										
X 人格変化 1 欠陥状態 4 その他症	<u> </u>	無関心	3 無)										
OF ENGLISHED	2 依存		3 離脱)		1 12										
XI その他 []										

上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日	(精神保健指定医 号)
備考	
① 予 後 (必ず記入してください。)	
10 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)	
	i k
〇仕事の内容 〇仕事場での援助の状況や意思疎通の状況	キ 福祉サービスの利用状況(障害者自立支援法に規定する自立訓練、 共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)
〇勤続年数(年 ヶ月) 〇仕事の頻度(週に・月に()日) 〇ひと月の給与(円程度)	カ 臨床検査(心理テスト(知能障害の場合には、知能指数、精神年齢)を含む。)
〇雇用体系 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他()	
エ 現症時の就労状況 〇勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他()	オ 身体所見(神経学的な所見を含む。)
に必要な手続きが行えるなど。 おおむねできるが時 □できる □ には助言や指導を必 □ きる □ さきる □ か言や指導を必 □ きる □ ないましくは行わない	常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度)
□できる □ には助言や指導を必 □ 助言や指導があればで □ できない若しくは行 要とする □ できない若しくは行 わない □ できない おしくれ や公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活	業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身 辺生活についても部分的にできる程度) (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、
(6)身辺の安全保持及び危機対応-事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 おおむねできるが時 時間とはお述れない。 助言や指導をしても	むね一人でできる程度) (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、領単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作
おおむねできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても できない若しくは行 要とする	(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な能み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおお
(5)他人との意思伝達及び対人関係-他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的 行動が行えるなど。	社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)
きるなど。 おおむれできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても しには助言や指導を必 きる きる かない	(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。 (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、 社会はほじは、援助が必要できる。
(4)通院と服薬(要・不要)-規則的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることがで	(知的障害)
買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。 おおむれできるが時 助言や指導があればで 助言や指導をしても できない若しくは行 要とする 要とする	常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的に することができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが 必要な場合など、)
要とする 導があればできる わない (3)金銭管理と買い物-金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で	理ができない場合など。) (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、
(2)身辺の清潔保持-洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、 自室の清掃や片付けができるなど。 自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □ には助言や指導を必 □ とはできないが助言や指 □ できない若しくは行	(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。 金銭管
自発的にできるが時 自発的かつ適正に行うこ 助言や指導をしても □できる □には助言や指導を必 □とはできないが助言や指 □できない若しくは行 要とする 神があればできる わない	(たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導 を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。 金銭管理が困難な場合など。)
(判断にめたつては、単身で生活するとしたら可能かどつかで判断してください。) (1)適切な食事-配膳などの準備も含めて適当量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。	(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
2 日常生活能力の判定(該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)	(たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)
(イ) 全般的状況(家族及び家族以外の者との対人関係についても 具体的に記入してください。)	(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他() (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無)	い。 (精神障害) (1) 精神障害(病的体験・残遺症状・認知症・性格変化等)を認め るが、社会生活は普通にできる。
ウ 日常生活状況 1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境(該当するもの一つを〇で囲んでください。) 入院・入所・在字・その他(3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを〇で囲んでください。) ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる(精神障害)又は(知的障害)のどちらかを使用してくださ

病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名

印

記入上の注意

- 1 この診断書は、傷病の性質上、原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師に記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事し ている医師であれば記入可能です。
- 2 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その裁定請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別 表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったか どうかを証明するものです。
 - また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行 令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。
- 3 ③の柵は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。 前に他の医師が診察している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 (1)本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 (2) 現在の病状又は状態像の「前回の診断書の記載時との比較」については、前回の診断書を作成している場合は記入してください。
 (3)知能障害の場合は、知能指数(又は精神年齢)と検査日を⑩の欄の「カ 臨床検査」欄に必ず記入してください。
 (4)てんかんの発作回数は、過去2年間の状態あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を記入してください。また、てんかんの発作の欄は、下記の発作のタイプを参考にしてA~DをOで囲んでください。A:意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作B:意識障害の有無を問わず、転倒する発作で、ご意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作り、章確障害はないが、随意運動が失われる発作

- - D: 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 5「①障害の原因となった傷病名」欄に神経症圏(ICD-10コードが「F4」)の傷病名を記入した場合で、「統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害」または「気分(感情)障害」の病態を示しているときは、「③備考」欄にその旨と、示している病態のICD-10コードを記入 してください。